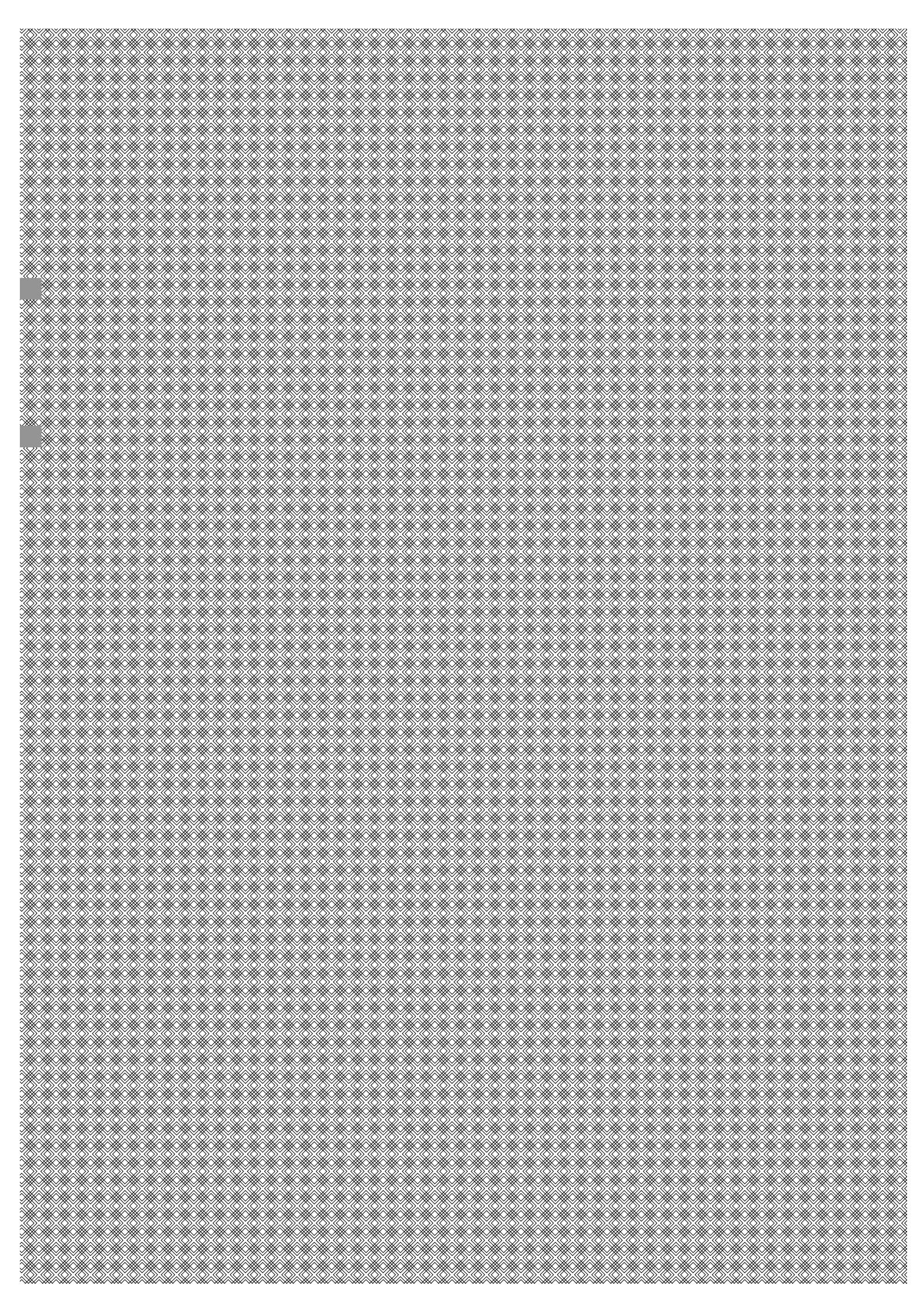


Z—72—J

事業税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「J1～J6」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



[第一問] — 50 点—

問 1 個人事業税の課税標準の算定について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。

- (1) 所得税の所得の計算の例によらないもの
- (2) 各種の控除

問 2 税理士であるあなたは、令和 4 年 5 月 20 日、A 株式会社(以下「A 社」という。)の代表取締役である甲氏から第 4 期事業年度に係る事業税の納付について相談を受けたがどのように説明すべきか述べなさい。ただし、地方税法附則第 3 条の 2 に規定する延滞金の割合等の特例については説明を要しない。

相談内容は次の【資料】のとおりである。

【資料】

- ・ A 社の第 4 期事業年度は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までである。
- ・ A 社の資本金の額は、令和 4 年 3 月 31 日現在で 120,000,000 円である。
- ・ A 社は、平成 30 年 4 月 1 日に設立されて以来、所得割の課税標準となる所得はない。
- ・ 令和 4 年 5 月 31 日の申告納付期限までには申告できる予定であるが、事業税額の納付はできない見通しである(当該事業税額を納付できないことについてやむを得ない事由があるとは認められない。)。
- ・ 納期限までに納付できなかった場合、どのように延滞金が課されるのか知りたい。また、延滞金を軽減できるような方法があれば併せて知りたい。
- ・ A 社は高度な技術を利用して製品を作ることで評判であり、当該事業活動が地域経済の発展に寄与するものであると考えている。
- ・ A 社は申告納付期限延長の適用を受けることができる事由はない。

[第二問] — 50 点—

問 1 次の【資料】に基づき、A 株式会社(以下「A 社」という。)の第 23 期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

1 A 社の第 23 期事業年度は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までである。

2 A 社は、電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する発電事業(以下「発電事業」という。)及び機械部品の製造業を行っており、期末時点において、X 県に本社、工場及び発電所、Y 県に営業所及び発電所を設置している。

3 A 社の令和 5 年 3 月 31 日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(地方税法第 72 条の 21 第 1 項本文の規定により計算した金額)は、次のとおりである。

| | |
|---------|-----------------|
| 資本金の額 | 5,000,000,000 円 |
| 資本準備金の額 | 100,000,000 円 |
| 資本金等の額 | 4,800,000,000 円 |

4 A 社の第 23 期事業年度における各事業の収入金額は、次のとおりである。なお、発電事業における収入金額には、X 県から交付された補助金 5,000,000 円が含まれる。

| | |
|------|------------------|
| 発電事業 | 25,835,000,000 円 |
| 製造業 | 4,532,500,000 円 |

5 A 社の第 23 期事業年度における所得金額(法人税法施行規則別表四の合計欄(34)の額)は、334,350,000 円である。なお、そのうち発電事業に係る所得金額は 283,300,000 円、製造業に係る所得金額は 51,050,000 円である。

6 A 社の第 23 期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額 16,350,000 円について、全額を損金の額に算入している。なお、16,350,000 円のうち発電事業に係る金額は 15,000,000 円、製造業に係る金額は 1,350,000 円である。

7 A社の第23期事業年度に係る事業別の概況は次のとおりである。

| 事業区分 | 所在地 | 人件費関係 | 利息関係 | 賃貸借料関係 |
|------|-----|---|--|--|
| 発電事業 | X県 | 給与・賞与等 420,000,000円 法定福利費 41,400,000円 企業年金掛金 44,712,000円 | 借入金利息 330,000,000円 預金利息 40,000,000円 | — |
| | Y県 | 給与・賞与等 426,000,000円 法定福利費 38,340,000円 企業年金掛金 41,470,000円 | 借入金利息 121,900,000円 預金利息 10,000,000円 | 営業所の賃借料 22,000,000円 借上社宅の賃借料 4,200,000円(※1) |
| 製造業 | X県 | 給与・賞与等 330,252,000円 法定福利費 36,500,000円 企業年金掛金 39,420,000円 派遣契約料 41,748,000円(※4) | 借入金利息 55,700,000円 預金利息 4,500,000円 国債利息 1,500,000円 | 営業所の一部の賃貸料 10,000,000円(※2) 倉庫の賃借料 200,000円(※3) 工場敷地の賃借料 15,200,000円 |

※1 借上社宅の使用料として、2,100,000円を従業員から受け取っている。

※2 X県のA社所有の営業所の一部の賃貸料は、共益費1,200,000円を含む。

※3 当該倉庫の賃借料は、機械を一時的に保管するため、6月1日から6月15日までの間、倉庫を賃借していたことによるものである。

※4 A社はB株式会社から労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けしており、当該派遣労働者はA社の業務に従事している。

(注1) 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第23期事業年度中の総額である。これらは特段の記述がない限り全て第23期事業年度の法人税の所得の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

(注2) 「給与・賞与等」には、所得税を課さないこととされている通勤手当は含まれていない。

8 A社の貸借対照表に記載されている令和5年3月31日現在の固定資産の価額は、次のとおりである。

(単位：円)

| 所在地 | 総固定資産 | 製造業に係る 固定資産 | 発電事業に係る固定資産 | |
|-----|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| | | | | 発電所用固定資産 |
| X県 | 10,360,000,000 | 1,295,000,000 | 9,065,000,000 | 8,880,000,000 |
| Y県 | 15,540,000,000 | — | 15,540,000,000 | 15,230,000,000 (※1) |
| 合計 | 25,900,000,000 | 1,295,000,000 | 24,605,000,000 | 24,110,000,000 |

※1 建設仮勘定 48,000,000 円として経理されている発電所用固定資産を含む。ただし当該固定資産は事業年度終了の日において全て事業の用に供されている。

(注) 各欄の金額は、全て有形固定資産の価額である。

9 A社の事務所等の各月末日現在の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

| 所在地 | 事務所等 | 令和4年 | | | | | | | | | | 令和5年 | | |
|-----|------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|------|------|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| X県 | 本社 | 71 | 71 | 71 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | 71 | 70 | 70 | 70 | |
| | 営業所 | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 | (16) | |
| | 工場 | 34 | 34 | 20 | 16 | 20 | 34 | 33 | 33 | 33 | 33 | 32 | 32 | |
| | 発電所 | 30 | 30 | 30 | 30 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | |
| Y県 | 営業所 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | |
| | 発電所 | 48 | 48 | 49 | 49 | 49 | 50 | 50 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 | |

(注1) ()内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

(注2) X県の営業所及び工場は専ら製造業の用に供しており、Y県の営業所及び発電所は専ら発電事業の用に供している。なお、本社の事業年度終了時点における従業者数70人のうち、40人が発電事業に従事しており、30人が製造業に従事している。

(注3) X県の営業所は令和5年3月15日に廃止している。

(注4) X県の工場には労働者派遣契約に基づき受け入れた派遣労働者12人が含まれる。

10 事業税の税率は、X県は地方税法に定める標準税率、Y県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

11 上記以外に考慮すべき項目はない。

問2 次の【資料】に基づき、S株式会社(以下「S社」という。)の第34期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 S社の第34期事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までである。
- 2 S社はA県に本社を置き、B県及びC国(法施行地外)に事業所を設けて機械部品の製造を行っている。
- 3 S社の資本金の額は、令和5年3月31日現在で100,000,000円である。
- 4 S社の第34期事業年度における所得金額(法人税法施行規則別表四(34)欄の額)は、311,425,000円である。
- 5 S社の第34期事業年度におけるC国での事業に帰属する所得は64,750,000円(C国において課された法人税等を損金算入する前の所得)である。なお、第33期事業年度においてC国では45,800,000円の欠損を生じている。
- 6 S社の第34期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額17,500,000円のうち15,750,000円を法人税額から控除している。
- 7 S社の第34期事業年度の損益計算書において、租税公課の額としてC国において課された法人税等29,750,000円を計上している。なお、そのうちC国での事業に帰属する部分は27,072,500円ある。
- 8 S社の第34期事業年度におけるC国において課された法人税等のうち、20,825,000円は法人税において税額控除の対象となっている。
- 9 S社の第34期事業年度開始の日から9年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額で、過去に繰越控除を受けなかった金額は、62,490,000円である。なお、そのうちC国での事業に帰属する部分は51,849,000円である。

10 各事業所の各月末日現在の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

| 所在地 | 事務所等 | 令和4年 | | | | | | | | | | 令和5年 | | |
|-----|------|------|----|----|----|----|----|-----|------|------|----|------|----|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| A県 | 本社 | 85 | 81 | 81 | 81 | 82 | 82 | 83 | 83 | 83 | 82 | 80 | 81 | |
| | 営業所 | 31 | 31 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 | 31 | (30) | — | — | — | |
| | 工場 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 17 | |
| B県 | 営業所 | — | — | 23 | 23 | 21 | 22 | 22 | (21) | — | — | — | — | |
| | 工場 | 30 | 24 | 24 | 12 | 12 | 18 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | |
| C国 | 工場 | 31 | 30 | 30 | 30 | 30 | 31 | 31 | 30 | 30 | 31 | 32 | 30 | |

(注1) ()内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

(注2) A県の営業所は令和4年12月31日に廃止した。

(注3) B県の営業所は令和4年6月15日に新設したが、令和4年11月20日に廃止した。

11 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

12 上記以外に考慮すべき項目はない。